

70歳以上の自己負担限度額			
所得区分		外来	外来＋入院（世帯）
現役並み 所得者	Ⅲ（標準報酬月額83万円以上）	252,600円＋（医療費－842,000円）×1％	
	Ⅱ（標準報酬月額53万円～79万円）	167,400円＋（医療費－558,000円）×1％	
	Ⅰ（標準報酬月額28万円～50万円）	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％	
一般		18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税（所得が一定以下）		15,000円

※直近12ヵ月間に3ヵ月以上高額療養費に該当した場合、4ヵ月目からは多数該当の額に引き下げられます。

※多数該当は同一保険者での療養に適用されます。保険者が変わったときは多数該当の月数は通算されません。

※75歳の誕生日を迎える月は、健康保険と後期高齢者医療制度それぞれの被保険者となるため、特例として、その月の自己負担限度額が半額になります。（誕生日が1日の場合は特例の対象外）

※年間上限144,000円の年間とは前年8月～7月を指します。